

市県民税の申告は
3月15日(火)まで

税の申告と納税はお早めに

平成23年度分 申告受付会場および日程

地区	会場	受付期間	地区	会場	受付期間
三津浜宮前	市厚生福祉センター(三津浜支所隣)	2月1日(火)~3日(木)	北条正岡	北条コミュニティセンター	2月21日(月)~23日(水)
桑原	桑原公民館	2月3日(木)・4日(金)	伊台	伊台支所	2月22日(火)
味生	味生公民館(味生ふれあいセンター内)	2月4日(金)・7日(月)・8日(火)	五明	五明支所	2月23日(水)午前中
道後	えひめ中央農協道後支所	2月7日(月)	西中島	熊田集会所	2月24日(木)
堀江	堀江公民館	2月8日(火)・9日(水)	浮穴	浮穴支所	2月24日(木)・25日(金)
浅海	浅海公民館	2月9日(水)	和気	和気支所	2月24日(木)・25日(金)
神和	二神分館	2月9日(水)	東中島	中島支所	2月25日(金)
	元怒和分館	上怒和分館で2月10日(木)受け付け	石井	北土居分館	2月28日(月)
	上怒和分館	2月10日(木)		古川分館	3月1日(火)
	津和地分館	2月14日(月)		石井支所	3月2日(水)・3日(木)
潮見	潮見公民館	2月10日(木)	荏原	荏原公民館	2月28日(月)・3月1日(火)
久枝	久枝公民館	2月14日(月)・15日(火)	高浜	松山観光港ターミナル(2階研修室)	3月1日(火)
栗井	栗井公民館	2月14日(月)・15日(火)	日浦	日浦公民館	3月2日(水)午前中
生石	生石公民館	2月15日(火)・16日(水)	湯山	湯山支所	3月2日(水)
立岩	立岩公民館	2月16日(水)	余土	松山市農協余土支所	3月3日(木)・4日(金)
久米	松山市農協久米支所	2月16日(水)~18日(金)	垣生	垣生支所	3月3日(木)・4日(金)
睦野	睦月分館	2月17日(木)	坂本	坂本公民館	3月4日(金)
	野忽那分館	2月21日(月)	全地区	市役所本館11階	3月7日(月)~11日(金) 8時45分~17時まで
河野	河野公民館	2月17日(木)・18日(金)	●申告受付時間は9時30分~15時まで(時間の記載のない会場を除きます)		
由良	興居島支所	2月18日(金)	●は今年度から申告会場や時間を変更しています		
泊	泊公民館	2月18日(金) 13時~16時	●各会場とも初日は申告が集中し混雑します		
小野	小野公民館	2月21日(月)~23日(水)	●年金受給者を対象に市役所本館といよてつ高島屋で開催していた確定申告書作成相談会は今年から実施しません		

申告に必要なもの

- ① 市県民税の申告書
 - ② 印鑑
 - ③ 給与・年金所得者は原則、源泉徴収票
 - ④ 事業所得者は、所得計算に必要な帳簿、領収書など
 - ⑤ その他の所得者は、所得金額を証明できるもの
 - ⑥ 国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料などの領収書
 - ⑦ 生命保険料、簡易保険料など
 - ⑧ 地震保険料、共済掛金などの控除証明書
 - ⑨ 医療費控除を受ける人は、医療費の領収書、保険金などで補てんされた金額の分かるもの
 - ⑩ 障害者控除を受ける人は、障害・療育手帳または本市が発行する障害者控除対象者認定書など
- ※⑥~⑨は、平成22年1月1日~12月31日までに支払ったものに限りま

市県民税の申告が始まります。締め切りが近くなると、申告会場が大変混雑することが予想されます。お早めの申告をお願いします。

【対象】平成23年1月1日現在で市内に住んでいた人ただし次の①~③の該当者は除きます。

① 所得税の確定申告をする人

② 給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が市に提出されている人

③ 前年中に所得がなかった人

【日時・会場】左表のとおり。会場で申告できなかつた人は、直接または郵送で、申告書と申告に必要なもの(上記)を添えて〒790-8571市民税課(市役所本館2階)に申告してください。

【その他】学生や所得がな

かった人で申告書が届いた場合は、申告書裏面に必要事項を記入し、市民税課へ提出または郵送してください。非課税証明書などを発行する基礎資料となります。前年中の所得を申告していない場合は、所得証明書などの即日発行ができません。社会保険料や医療費などの申告により、適正課税され税金が軽減される場合があります。2月1日~3月15日まで所得税の確定申告も受け付けますが、年金や給与所得の簡易な還付申告に限りま

お問い合わせは、市民税課 ☎946291162
☎9341802へ

市税の納め忘れはありませんか?



納税は国民の義務です。納期が過ぎていないのに市税を納めていない人は、お早めの納付をお願いします。滞納したままだと、給与や預貯金、不動産などの差し押さえや、滞納整理の専門機関である「愛媛地方税滞納整理機構」に滞納事案を移管する場合があります。なお一括納付が困難な場合は、お早めに納税課へご

主な市税の納期

税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
個人市県民税(普通徴収)			1期		2期		3期			4期		
固定資産税	1期			2期		3期			4期			
軽自動車税		全期										

「愛媛地方税滞納整理機構」とは

愛媛地方税滞納整理機構は県内の市町で構成する一部事務組合で、市町で処理困難な滞納事案を引き受け、差し押さえなどの滞納整理を行う団体です。

お問い合わせは、愛媛地方税滞納整理機構 ☎9358000
☎9417593へ

国民健康保険 後期高齢者医療 介護保険 保険料の納付証明書の交付申請ができます

所得税や市県民税の社会保険料控除を受ける場合など、納付額が確認できる納付証明書の発行は、窓口での交付申請以外に、電話でも申請ができます。

【申請方法】電話で納付証明書が必要な人の住所、氏名、生年月日などを下記の各担当課へ

【交付方法】申請受け付け後、納付証明書を無料で郵送します

※郵送先は証明が必要な人の住民登録地に限りま。証明内容については電話での回答はできません

お問い合わせは、国民健康保険料は国保・年金課 ☎948376
☎9342631、後期高齢者医療保険料は高齢福祉課 ☎9486941
☎9341763、介護保険料は介護保険課 ☎948966
☎9340815へ



お問い合わせは、納税課 ☎9462688
☎62776284
☎62711
☎9341802へ